

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的な団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に消費税等において「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイス（適格請求書等）を発行出来ないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は、収益から費用を差し引いた経常収益がゼロかマイナスとなるようにしなければならない収支相償が原則であり、新たな税負担の財源を見出すことは困難である。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められるなか、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

また、センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じられるよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

山梨県中央市議会